

後期高齢者医療制度のお知らせ

8月からの新しい「後期高齢者被保険者証」をお送りします

現在お使いの「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」の有効期限は本年7月31日までです。8月から使用する保険証は、縦長大判の封筒(茶色)に入れて7月下旬に郵送します(保険料の納付状況により、お送りできない場合もあります)。

なお、負担割合は、今年度の市県民税の情報をもとに判定されています。判定の基準については、保険証に同封されている「後期高齢者医療制度のご案内」をご覧ください。

所得区分が現役並み所得者I(※1)またはII(※2)に該当する方は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することにより、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時の食事代が減額になります。該当する方は、保険医療課窓口で申請してください。

所得区分が現役並み所得者IまたはIIに該当する方、また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けたことがあり、令和2年度の所得区分が低所得区分に該当する方には、7月下旬に送付する保険証に認定証を同封します。

※1住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者
※2住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者

75歳の誕生日を迎える方へ

75歳の誕生日から、それまでの健康保険を抜けて後期高齢者医療制度の被保険者となります。75歳の誕生日前に「後期高齢者医療被保険者証」を郵送します。保険料の通知は誕生日の翌月以降に郵送します。

国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)を更新します

現在お使いの国民健康保険証(兼高齢受給者証)の有効期限は7月31日までです。8月から使用する新しい保険証(兼高齢受給者証)は、7月末までに郵送します。

国民健康保険は、加入している方がお金を出し合っている方がお金の「いざ」という時に医療費の負担を少なくする助け合いの制度です。災害、その他特別な事情もなく国民健康保険税を滞納している場合には、医療機関で全額自己負担となる被保険者資格証明

書が交付されます。ただし、納付状況により有効期限の短い短期被保険者証(6か月、3か月の2種類)が交付される場合があります。

※国民健康保険の加入・脱退の際は、14日以内に必ず手続きをしましょう。
※職場の健康保険に切り替わった場合は必ず国民健康保険証の返還をお願いします。

介護サービスを利用して

介護サービス(介護予防サービスを含む)の利用者負担が、一定の要件により軽減されます。ご利用には申請が必要で

介護保険負担限度額認定証のご案内

要介護等認定者が老人福祉施設等に入所または短期入所する場合の食費および居住費(滞在費)が、一定の要件により軽減されます。ご利用には申請が必要で

対象 次の全ての要件を満たす方
①住民票上の世帯全員が市
民税非課税(※世帯を分けている場合でも、別世帯の配偶者が課税されている場合は該当となりません)
②令和元年分の収入(遺族年金、障害年金等の非課税年金および仕送りも含みます)合計額が次の額以下
150万円 + (世帯員の人数 - 1) × 50万円
③預貯金等(有価証券を含みます)の合計額が次の額以下
350万円 + (世帯員の人数 - 1) × 100万円
④日常生活に必要な資産(自宅等)以外に活用できる資産がないこと
⑤負担能力のある親族等

確認しますので、申請者名義(配偶者がいる場合は配偶者名義のものも併せて)の通帳(過去2か月の状況が確認できるもの)、有価証券等をすべてお持ちください。

社会福祉法人による利用者負担軽減制度

社会福祉法人が運営する「特別養護老人ホーム」「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護」および「小規模多機能型居宅介護」等のサービス(介護予防サービスを含む)の利用者負担が、一定の要件により軽減されます。ご利用には申請が必要で

※有効期限が7月末までの認定証をお持ちの方には、更新のお知らせを送付します。

申請方法 地域包括ケア推進課(市役所本庁舎2階)または各総合支所市民生活課へ。預貯金等の状況を

に扶養されていないこと(所得税法上の扶養となっていない方、医療保険の扶養となっている方は該当なりません)

申請方法

地域包括ケア推進課(市役所本庁舎2階)または各総合支所市民生活課へ。所得、預貯金等の状況を申告いただきます。保険料(料)が重複しているわけはありません。保険料(料)の一部が減免になる場合があります

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料通知書の送付

Table with 4 columns: 送付されるもの, 対象, 内容, 送付時期. Includes rows for 納税(入)通知書, 特別徴収開始通知書, and 変更納税(入)通知書.

年度途中で75歳になる方へ
年度途中で75歳をむかえ国民健康保険から後期高齢者医療保険になる方は、4月から誕生日の前月分までを国民健康保険税として、それ以後を後期高齢者医療保険料として納めます(普通徴収)。納期の関係から同じ時期に両方を納めていただくことがあります。保険料(料)が重複しているわけはありません。

納付方法変更申出

保険料(料)の特別徴収(年金からの差し引き)を希望されない方は、口座振替に変更できる場合があります。(介護保険料は除く)振替口座の通帳と通帳の届出印をお持ちのうえ、問合先でお手続きください。

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の申告が必要な場合があります

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の被保険者として家族の方で、次に該当する方は、保険料・保険料の算定のため、所得状況を市に申告する必要があります。該当する方で申告が済んでいない方は、早めに申告をお願いします。

り、居住する住宅が床上浸水または半壊以上の被害を受けた方(昨年度分の減免申請を既にしていない方は、申請不要です)や、収入が昨年より3割以上減少すると見込まれる方(詳しくは、市ホームページをご覧ください)。

申請場所

市民税課(市役所本庁舎2階) 令和元年中の収入がわかる資料、本人確認書類、印かん、マイナンバーカード(または通知カード)
注意 本人または同一世帯の方がご来庁ください。

市民税課 ☎212263

土地をお探しの方へ
市有地公売のお知らせ
現在、先着順による市有地の売却を行っています。栃木市に「家を建てよう」「利用できる土地はないか」等お考えの方、ぜひご検討ください。申込・物件などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

申込方法

申込書に添付資料を添えて管財課までお申し込みください。
申込期限 8月31日(月)まで
申込場所 管財課(市役所本庁舎3階)

児童手当現況届の提出を忘れずに

提出期限は、6月30日(火)です。まだ提出していない方は、早めに提出ください。
提出場所 子育て支援課(市役所本庁舎2階)または各総合支所市民生活課
子育て支援課 ☎212222

妊婦にやさしい環境づくりを
マタニティマークは、周りの人に赤ちゃんがいることを知ってもらうためのものです。マークを付けている方を見かけたら、あたたかい思いやり、お気遣いをお願いします。

